# 1 「男女共同参画社会基本法」(抜粋)

(国 平成11年6月23日施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

■第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- ■第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に 参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一 方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

■第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

■第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女 の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立 なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

■第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

■第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

■第七条 省略

(国の責務)

**■第八条** 省略

(地方公共団体の責務)

■第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

■第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

■第十一条 省略

(年次報告等)

- ■第十二条 省略
- ■第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 省略
- **■第三章** 男女共同参画審議会 省略

料

# 2 「男女共同参画基本計画」(第2次)概要(抜粋)

(国 平成17年12月)

#### 第1部 基本的考え方

○ 第1次基本計画期間中の取組を評価・総括し、新しい基本計画を策定。目指すべき社会の将来像にも留意。

#### 1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

(1) 男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法第13条に基づき男女共同参画基本計画を策定。

#### (2) 第1次基本計画策定後の主な取組

平成13年に男女共同参画会議、男女共同参画局を設置。男女共同参画会議において、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査を実施。

#### (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

平成16年7月、内閣総理大臣より男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問。平成17年7月、「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」を答申。同答申を踏まえ、政府において男女共同参画基本計画を改定。

## 2 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項

(1) 男女共同参画基本計画(第2次)の構成

第1部:男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項

第2部:12の重点分野毎に、施策の目標、施策の基本的方向(平成32年(西暦2020年)まで)、具体的施策(平成22年(西暦2010年)度末まで)を記述。平成22年(西暦2010年)度には、計画全体について見直しを行う。

第3部:総合的・計画的推進のための体制の整備・強化

#### (2) 男女共同参画基本計画(第2次)の重点事項

- ① 2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する。 その際、ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) が2005年において80か国中43位であり改善が進んでいないことも踏まえ、 管理職への女性の登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。
- ② チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。また、一旦家庭に入った女性が再チャレンジ(再就職、起業等したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。
- ③ 雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討の結果を踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。
- ④ 男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。

また、短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について、検討を進める。

- ⑤ 新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画を推進する。
- (6) 生涯を通じた健康の保持増進を図るに当たり、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。
- ② 男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域·家庭等への男性の参画を重視した広報·啓発活動を推進する。
- ⑧ 学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている2000年のミレニアム国連総会で合意された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。
- ⑨ 社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。
- ⑩ 本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画 社会の実現を目指す。

# 3 「兵庫県男女共同参画計画一ひょうご男女共同参画プラン21 一後期実施計画」概要(抜粋)

(兵庫県 平成18年4月)

### 1 後期実施計画の策定について

- (1) 男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づき、平成13年3月「ひょうご男女共同参画プラン21」を策定し、男女共同参画に関する総合的かつ計画的な取り組みを進めてきました。このプラン21は、平成13年度から22年度までの10年間の計画ですが、そこに掲げている具体的施策については、平成13年度から17年度までのものであり、平成18年度から22年度までの後期5か年の具体的施策を改めて記述する必要があります。このため、前期5か年の取組実績や平成17年度12月に策定された国の男女共同参画基本計画(第2次)等を勘案し、プラン21の基本理念、基本目標のもとに後期実施計画を策定しました。
- (2) 策定の経緯(省略)
- (3) これまでの主な取り組み実績(平成13~17年度)
  - ア 男女共同参画推進本部の設置
  - イ 男女共同参画社会づくり条例の制定
- (4) 施策の評価と課題(省略)
- (5)後期実施計画の策定のポイント
  - ○チャレンジしたい女性に対する支援の一層の充実 ○地域活動における男女共同参画の取り組みの一層の推進
  - ○子育て支援策の一層の充実 ○DV対策の一層の充実 ○生涯を通じた女性の健康支援の一層の充実
  - ○高齢者虐待防止対策の一層の充実 ○防災・災害復興への取り組みの促進

### 2 後期実施計画における施策の基本的方向とその内容

(1) 体系表

基本理念 ○男女の人権の尊重

- ○あらゆる分野への男女の共同参加・参画
- ○参画と協働による成熟した市民社会の構築

### 【基本目標1】 男女共同参画に向けての社会システムの変革

基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本課題2 男女の平等を阻む社会制度・慣行の見直しと意識の改革

基本課題3 男女の平等を推進する学校教育の充実

基本課題4 多様な選択を可能にする生涯学習の充実

#### 【基本目標2】 働く場における男女共同参画の推進

基本課題5 男女の労働権の確立と均等な労働条件の確保

基本課題6 多様で柔軟な働き方を可能にする条件整備

基本課題7 農林水産業や商工業等の自営業に従事する男女のパートナーシップの確立

#### 【基本目標3】 生活の場における男女共同参加・参画の推進

基本課題8 家庭生活、地域社会への男女の共同参加・参画の促進

基本課題9 家庭・地域生活と職業生活との両立支援

#### 【基本目標4】 女性がすこやかに過ごせる社会の形成

基本課題10 女性に対する暴力の根絶

基本課題11 生涯にわたる女性の健康の保持・増進

#### 【基本目標5】 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

基本課題12 活力ある高齢期のための安全・安心を確保するための条件整備

基本課題13 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

基本課題14 防災・災害復興への取組への促進

## 【基本目標6】 国際社会への貢献と交流・協調の推進

基本課題15 地域における多文化の共生

基本課題16 「平等・開発・平和」に向けた女性問題への取り組みの推進

料

# 4 「ジェンダー・フリー」について(内閣府男女共同参画局からの通知)

(国 平成18年1月31日)

## 「ジェンダー・フリー」について

1. 基本計画においては、以下のとおり、「社会的性別」(ジェンダー)の視点について明確な定義が示されて使用されるとともに、「ジェンダー・フリー」という用語を使用しての不適切な事例が記述されたところです。

## 男女共同参画基本計画(第2次)(抄)

## 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 2.男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

## 【具体的施策】

- ○わかりやすい広報・啓発活動の推進
  - 男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点(\*)の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める。
- ○多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別の視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に伝わるように可視性を高めるための配慮をする。また、特に、青年男女への普及・啓発について留意する。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な通信媒体を通じて進める。

#### \*「社会的性別」(ジェンダー)の視点

1. 人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

- このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。
- 2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして 人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共 同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、 男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男 女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

上記1.2.について、国は計画期間中に広く国民に周知徹底する。

2. 「ジェンダー・フリー」については、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、基本計画において、上記のとおり記述されたところであり、地方公共団体においても、このような趣旨を踏まえ、今後はこの用語は使用しないことが適切と考えています。

## 5 用語解説

## ◆ M字型(曲線)

女性労働者の年齢階層別の労働力率 (15歳以上人口に占める労働力人口の割合) をグラフに表すと30歳代前半をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。M字型曲線は1960年代後半から見られるようになり、日本女性の働き方の特徴です。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事をやめて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルの現われです。

## 

「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図するしないにかかわらず、学校生活を営むなかで、 児童生徒自らが学びとっていくすべての事柄をさします。学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構 成するのはそれらの場の在り方であり、雰囲気といったものです。

## 

人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

## 

セクシュアル・ハラスメント(他の人を不快にさせる性的な言動)は、個人の尊厳、人格を侵害し、 勤務環境、就学環境を害する重大な問題です。意に反する性的な言動に対する対応によって、その 人が何らかの不利益を受ける「対価型セクシュアル・ハラスメント」と、意に反する性的な言動によ り、その人の勤務、就学等の環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる 等、看過できない程度の支障が生じる「環境型セクシュアル・ハラスメント」があります。性的な言 動には、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく 言動も含まれます。

## 

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

## 

配偶者などからの暴力のことで、身体的暴力に限らず、高圧的な言動で、相手を威嚇したり存在を無視したりするなどの精神的暴力、生活費を渡さず働きに出ることも許さない経済的な暴力、性行為を強要する性的暴力など、その態様は様々です。

被害者の生命や身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると同時に、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待につながることもあります。

## ◆ パワー・ハラスメント

職種などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安定を与えること。

# 

働く人がそれぞれ「やりがいがある仕事」と「充実した個人生活や地域生活」の両方をうまく調和させ、バランスよく発展させていくという考え方。

# 6 男女共同参画に関する年表

	年	国連の動き	日本の動き	兵庫県の動き
S	20年(1945年)	·国際連合誕生	·婦人参政権確立	
S	50年(1975年)	・国連国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)	·婦人問題企画推進本部設置 ·婦人問題企画推進会議開催	
	S52年 (1977年)		· 「国内行動計画」 策定	
国	S53年 (1978年)			· 兵庫県婦人行動計画綱領制定
国連婦人	S54年 (1979年)	· 国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
人の十年	S55年 (1980年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)		
S51	S56年 (1981年)		·「国内行動計画後期重点目標」 策定	
≀ S60	S60年 (1985年)	・「国連婦人の十年」 最終年世界会議 (ナイロビ)	·「国籍法」改正 ·「男女雇用機会均等法」公布 ·「女子差別撤廃条約」批准	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
S	61年 (1986年)		・婦人問題企画推進本部拡充:構成 を全省庁に拡大、婦人問題企画推 ・推有職者会議開催	
s	62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動 計画」策定	
Н	12年 (1990年)	<ul><li>・国連婦人の地位委員会拡大会期</li><li>・国連経済社会理事会</li></ul>	[# [D]   W.	・「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定
	13年 (1991年)		·「育児休業法」公布 (平成4年施行)	
Н	14年 (1992年)	 ・国連第48回総会「女性に対する暴力		・県立女性センター開設
Н	15年 (1993年)	の撤廃に関する宣言」採択		
Н	16年 (1994年)	· 国際家族年	· 男女共同参画室設置 · 男女共同参画審議会設置(政令) · 男女共同参画推進本部設置	
Н	17年 (1995年)	· 第4回世界女性会議(北京)	· 「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	
Н	18年 (1996年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画 ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」 策定	・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期 実施計画」策定
Н	19年 (1997年)		·男女共同参画審議会設置(法律) ·「男女雇用機会均等法」改正 ·「介護保険法」公布	
Н	111年 (1999年)		· 「男女共同参画社会基本法」公布·施行	
Н	112年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法 律」公布・施行	
Н	113年 (2001年)		<ul><li>男女共同参画会議設置</li><li>男女共同参画局設置</li><li>「DV防止法」公布·施行</li><li>第1回男女共同参画週間</li></ul>	・「兵庫県男女共同参画計画 ーひょうご男女共同参画プラン21ー」策定
Н	114年 (2002年)			・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行・県立女性センターを県立男女共同参画 センターに名称変更
Н	115年 (2003年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「母子家庭の母の就業の支援に関する 特別措置法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行	・「男女共同参画兵庫県率先行動計画 ーひょうごアクション8ー」策定
Н	116年 (2004年)		・「改正DV防止法」施行 ・「少子化社会対策大綱」策定 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「子ども・子育て応援プラン」決定 ・「改正児童福祉法」施行	・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更
Н	117年 (2005年)	· 第49回国連婦人の地位委員会 (「北京+10」)開催(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・「兵庫県男女共同参画計画 ーひょうご男女共同参画プラン21ー 後期実施計画」策定
Н	118年 (2006年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・ 東京閣僚共同コミュニケの採択	・「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画 ー新ひょうごアクション8ー 」策定

# 7 相談機関一覧

# 【県関係機関】

機関名	電話番号	曜日	相談時間
兵庫県立男女共同参画センター	078-360-8551	月~土	9:30~16:30
兵庫県立女性家庭センター	078-732-7700	毎日	9:00~21:00
阪神南県民局	06-6481-5459	月~木	9:00~17:00
阪神北県民局	0797-83-3139	月・火・木・金	9:00~17:00
東播磨県民局	079-421-1101 内線603	月・火・木・金	9:00~17:00
北播磨県民局	0795-42-5111 内線604	月、水~金	9:00~17:00
中播磨県民局	079-281-3130	月、水~金	9:00~17:00
西播磨県民局	0791-58-2100 内線601	月・火・木・金	9:00~17:00
但馬県民局	0796-22-0514	月・火・木・金	9:00~17:00
丹波の森公苑	0795-72-5168	火、木〜土、日 (土・日隔週)	9:00~17:00
淡路県民局	0799-22-3541 内線617	月・火・木・金	9:00~17:00

# 【兵庫県警察関係機関】

機関名	電話番号	曜日	相談時間	
性犯罪被害 1 1 0 番 「レディースサポートライン」	078-351-0110	月~金	9:00~17:00	
	070 071 7000		FAX·留守電は24時間対応	
ストーカー・DV相談電話	078-371-7830	毎日	24時間	

## 【県内市町機関】

機関名	電話番号	曜日	相談時間
神戸市男女共同参画センター	078-361-8361	火~土	10:00~16:00 (12:00~13:00除く)
神戸市配偶者暴力相談支援センター	078-382-0037	火~日	9:00~17:00 (12:00~13:00除く)
尼崎市立女性・勤労婦人センター	06-6436-8636	月・水・金	10:00~20:00 (12:00~13:00、16:00~18:00除<)
西宮市男女共同参画センター	0798-64-9499	月·木	10:00~16:00 (12:00~13:00除く)
芦屋市男女共同参画センター	0797-38-2022	金	13:00~16:00
伊丹市女性・児童センター	072-772-7248	火と祝日以外の日	9:00~17:15
宝塚市立男女共同参画センター	0797-86-3488	月・火・木・金	10:00~16:00
			12:00~12:50
川西市男女共同参画センター	072-759-1857	火・木	13:00~13:50
			14:00~14:50
三田市まちづくり協働センター	079-563-8000	木・土	13:00~17:00
			9:00~16:00
あかし男女共同参画センター	078-918-5614	火・土	(11:30~13:00除く)
		水・木・金	9:00~11:30
加古川市・こども課	079-427-9768	月~金	9:00~17:00
高砂市男女共同参画センター	0794-43-9134	月~金	9:30~16:00 (12:00~13:00除く)
	0704 00 0054	木	13:00~16:00
三木市男女共同参画センター	0794-89-2354	±	10:00~12:00
小野市男女共同参画センター	0794-63-8250	<u></u> 木	9:30~16:00 (11:30~13:00除く)
加西市男女共同参画センター	0790-42-0012	火・金	9:00~16:00 (11:30~13:00除く)
	070 007 0001	火	10:00~16:00 (12:00~13:00除く)
姫路市男女共同参画推進センター	079-287-0801	水・金	10:00~18:00 (12:00~13:00除く)
相生市男女共同参画センター	0791-23-7130	月~金	9:00~17:15 (12:15~13:00除く)
赤穂市女性交流センター	0791-43-7800	火~金	13:00~16:00

<sup>※</sup>相談業務のうち、法律相談や労働相談等を除く一般的な女性問題相談について記載しています。 相談に関する予約の要否や相談方法(電話、面接等)など、詳細については直接、各機関までお問い合わせください。

# 「男女共同参画社会に向けての教育資料検討委員会」委員

所属・役職	委員名	備考
大阪府立女性総合センター コーディネーター	川喜田 好恵	委員長
尼崎市女性センター(トレピエ) 所長	須田 和	副委員長
丹波市立春日中学校 教諭	足立 成子	
兵庫教育文化研究所 運営委員	池田 啓子	
神戸市立あづま幼稚園 園長	井上 知子	
淡路市教育委員会 派遣社会教育主事	戎 剛	
芦屋市立精道小学校 教諭	大西 容子	
淡路市立学習小学校 教諭	落合 育代	
県立夢野台高等学校 教諭	加藤 不二恵	
神戸新聞社編集局社会部 次長	神谷 郁代	
株式会社 アシックス プロダクトマーケティング部 主事	菅原 悦子	
姫路市立高丘中学校 教諭	菅原 知子	
県立須磨友が丘高等学校 教諭	竹本 裕子	
加東市教育委員会 派遣社会教育主事	土肥湯香	
三田市立高平小学校 教諭	能勢りか	
三木市立豊地小学校 教諭	堀田 はるみ	
姫路市立大津中学校 教諭	堀 晶子	
明石市立魚住中学校 教諭	松本 輝夫	
兵庫県民政策部地域協働局 男女家庭課 係長	手塚 昌美	
兵庫県教育委員会事務局 義務教育課 指導主事	澤田 愛子	
兵庫県教育委員会事務局 高校教育課 指導主事	西岡 敬三	

<委員等の所属・職名は、平成19年3月現在>

# 男女共同参画社会の実現をめざす 教育の実践に向けて

平成19年3月 印刷 平成19年3月 発行

編 集 男女共同参画社会に向けての

教育資料検討委員会

発 行 兵庫県教育委員会

神戸市中央区下山手通5-10-1